

令和4年2月24日

香芝・王寺環境施設組合議会

第2回(定例会)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和4年第2回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和4年2月24日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 8名
 - 1番 松岡 成行
 - 2番 鎌倉 文枝
 - 3番 幡野 美智子
 - 4番 中川 義弘
 - 5番 川田 裕
 - 6番 河杉 博之
 - 7番 下村 佳史
 - 8番 中谷 一輝
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福岡 憲宏
副管理者 平井 康之
事務局長 井上 隆
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平野 厚
事務局主幹 吉田 卓朗

事務局主事 長 田 佳 文

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 一般質問

2 議第1号 令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会
計補正予算（第1号）について

3 議第2号 令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会
計予算について

4 発議第1号 香芝・王寺環境施設組合議会基本条例を
制定することについて

5 発議第2号 香芝・王寺環境施設組合議会の決議すべ
き事件を定める条例を制定することにつ
いて

6 請願第1号 廃掃法における周辺地域との協定を締結
する請願書

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

1番 松 岡 成 行

5番 川 田 裕

9 開会 午前10時00分

(議長 鎌倉文枝) おはようございます。

告示第2号をもって、第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多用中の中出席賜り、誠にありがとうございます。本日案件になっております議案につきまして、慎重にご審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは最初に、管理者、招集の挨拶をお願いします。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 改めまして、皆様おはようございます。

本日は、香芝・王寺環境施設組合議会令和4年第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中ご出席を賜り、本当にありがとうございます。また、日頃から当組合運営に当たりまして格別のご支援とご協力を賜ってますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の定例会に上程いたします案件は、令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算及び令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、でございます。何とぞ慎重ご審議賜ることをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。

(議員 中谷一輝) 議長、動議。

(議長 鎌倉文枝) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 8番中谷です。

本定例会、今回の録画することを提案させていただきます。

(議員 下村佳史) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 下村佳史) 下村議員でございます。今の動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) 動議の内容がちょっとはっきりしなかったんですが。録画の動議ですか。分かりました。ただいま録画の動議が出ました。撮ってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。それでは、議事を進行させていただきます。ただいまの出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しています。よって、令和4年第2回定例会は成立しましたので開会いたします。まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることにします。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において1番松岡成行議員、5番川田裕議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議がないようでございますので、本定例会の会期は本日1日といたします。日程第3、一般質問に入ります。議事を効率よく進めるため、一問一答方式であることを踏まえ、質問、答弁ともにできるだけ簡潔明瞭に整理して発言されるようお願いいたします。なお、議員の質問について、理事者側が質問趣旨を理解できない場合は理事者から論点を分かりやすくするために質問する場合がありますので、よろしくようお願いいたします。発言時間は、会議規則第46条の規定により、議長において質問時間を40分とさせていただきます。それでは、5番川田議員の質問をお受けしま

す。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) おはようございます。2回目の一般質問ということで、よろしくお願ひいたします。まずは、1番、端的に申していきたいと思ひます。廃掃法第9条の4に係る周辺地域との基本協定に関する事ということからお聞きをいたします。以前の特別委員会でもお聞きをいたしました、廃掃法第9条の4の規定が指す周辺地域とはどの場所を指すのでしょうか。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 以前の答弁にもあったかと思ひますけども、今回の新焼却場の建設に係り、周辺地域というのに対しましては平野、尼寺、白鳳台、下之寺の4自治会と新協定を結ばさせていただいた経過があります。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 以前に副管理者のほうから、新焼却場の建設に係り地域の協議等の事務は、香芝市に位置する地域は香芝市で、王寺に位置する地域は王寺町で対応する旨の答弁がござ

いましたが、現在では王寺町には周辺地域はないという解釈
でよろしいんですか。

(管理者 福岡憲宏) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 以前と答弁は変わらず、今回の新焼却場の
建設に係り協定を結んだのは4自治会、香芝市内で4自治会
でございます。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) また、新焼却場の建設に係り地域等の協議等の
事務については、副管理者が答弁した周辺地域の対応につい
て、香芝市に位置する地域は香芝市で、王寺町に位置する地
域は王寺町で対応する旨は何の法律から導かれた解釈なの
か、管理者の見解をお伺いします。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) 私になる前の過去のことでいうのは基本
的には存じておりませんが、どのような協議があったと
かいうのを存じてませんが、法律によるところはないという
ふうに思います。以上です。

(議員 川田裕) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 副管理者あるいは王寺町長のどちらの立場で答

弁をなされたのかは分からないんですけども、いずれにしても廃掃法9条の4に規定される一般廃棄物処理施設の設置者とは組合がその事務の権限者でありまして、副管理者及び王寺町長には答弁の内容を決定できる権限などなく、香芝市もそのような指示をされる法規定もないわけでありまして、副管理者は一体何の法律による権限で答弁の解釈をなされていたのか、組合を代表して管理者にその権限をお聞きいたします。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) その法律的なことは詳しくは分かりませんが、権限はないというふうに思っております。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) ということは、権限もなく事務執行に係る執行を妨げる原因となるならば、妨害、または香芝市において事務権限が消滅している事務を強要されているということになりかねず、故意であれば偽計業務妨害または強要となるおそれもありますので、組合から検察か警察または弁護士に相談してその旨の解釈を報告していただけますでしょうか。管理者。

(管理者 福岡憲宏) すみません。もう一度前段部分だけお願いできますか。申し訳ないです。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 権限がなく、例えば香芝は香芝でやるんだというを一貫しておっしゃっておられたわけですね。ところが、9条の4の法律ではいわゆる一般廃棄物の処理施設の設置者となっているわけですから、これ、もちろん組合のことなんです。組合の事務なんです。ところが、香芝市からはその事務は消滅して、組合ができた時点で消滅してるわけです。これは王寺町も同じで、消滅してるわけですね。それを香芝市がやるもんだっていうことは、これは強要としか受け取れないということに法的にはなってくると思うんですね。だから、そのあたり、偽計業務妨害とか、故意であればそういったおそれもありますので、そこは検察か警察、またはその以前に弁護士さんにその辺の内容の解釈を確認いただくということは管理者として必要だろうと、このように思ってますので、その確認をお願いしたいという質問であります。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 設置を組合がしていかなければならない、これは事実だと思います。そして、先ほどから同じ話になりますが、過去においてどのような経緯があつてそういうふう

になってるかっていうのは私は、申し訳ないですけど、存じておりません。ただ、強要や故意の事実であるとは、そこは分かりませんので、相談できるかどうかも分かりません。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いやいや、例えば事務執行、これ、今やっていけないといけない、組合としては。いろんな理由を言われて、正当な理由だったら分かるんです、協議したらいいんですけどね。正当な理由だったら協議すればいいわけですけども、一貫してそれに対する説明もなく今まで来たわけですよ、このたびは後で質問に出てきます調停ということで、こうなると。だけど、これ、事務作業が全部停滞してしまってるわけですよ。だったら、それ、正当な理由じゃなかった場合、これ、完全に香芝市としても、これ、今組合の議会ですけども、香芝市がやるもんだというふうにおっしゃるっていうのは、その権限はないわけでしょ。権限がないのにそのようにやるものだという事は強要としか受け取れないのでね、我々はそんなことを、権限のないことを香芝市としてやる筋合いもありませんし、やる義務もないわけですよ。だから、それを一方的に言われて、ずるずるずるずるこの事務が停滞して周辺地域の住民の皆さんにも明確な説明

もできないというような状況が続いているわけです。これは事務の停滞をさせられてると、業務を妨害されてるんじゃないかっていう意見もあるわけですよ。だから、そういったものは、弁護士もいるんで、だったらそれを確認していただいたらどうなんですか、法律上どうなんだと、そういったこと。それが反駁を受けるっちゃうのは、当然権利があるわけですから、反駁するんだったら反駁したらいいんだけども。そういった作業もなしにただ時間だけだらだらだらだらいつてるっていうことは、これはあり得ない話でありまして、今までも特別委員会を開いてたけども、全く意味不明な質問を受けたりとかも今までしてきましたんで、もういいかげんにしていただきたいと、こういうふうに思うわけですね。何も香芝市としては、組合の事務である周辺地域の環境の保全とか、例えばその増進に係る事業、また新設の焼却場にかかるときに、全国でどこにそんな協定も何も結ばずに勝手にやってる団体があるんですか、調べましたけどないじゃないですか。だから、そういったものも、ただ1つの言葉でいつまでも停滞してるっていうことは、これ、組合のね、やってて、これ、今工事が進んでるわけですよ。これ、後で予算審議もあるわけでしょ。だから、それを確認を、できるかどうか分からないんじゃないじゃなくて、確認する義務があるんじゃないですか、停滞してるんだから。だから、そこは確認をしてください

い、内容はどうか分かりませんがね。それをお願いしてるわけですよ。やっていただけないんですか。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) 仮定の話で故意であればというふうな表現が今、川田議員のほうからあったと思いますが、その故意かどうかまでは私のほうでは判定はできませんが、例えばその弁護士に対して相談をするべきではないかという議員の提案であれば、それは相談はしていきます。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。故意かどうかというのは、これは今までの議事録であるとか、その発言、そういったものでいろいろ推認されていくものでありますから、本人に故意かどうかって、いや、故意じゃないんだって言ったからそれでいいんかって、そんな問題じゃありませんので、その点、よろしく願いをいたします。じゃあ次、2番に入ります。

(議員 中川義弘) ちょっと、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中川議員。今一般質問だから。

(議員 中川義弘) いや、ただその言葉の中に、先ほど言われた分、先にやってください。

(議長 鎌倉文枝) 発言はできません。

(議員 川田裕) 議長、審議妨害で動議を上げます。

(議長 鎌倉文枝) あの……。

(議員 川田裕) 審議妨害で動議を上げます。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 下村佳史) ただいまの動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) 動議の内容につきましては、今一般質問でありまして、今一般質問の最中でありまして、それで私の言葉尻をつかまえて何か意見を言ってくる、あり得ないじゃないですか、そんなこと。

(議員 中川義弘) いや……。

(議員 川田裕) 今発言中なんです。だから、あなた、大体この間から、会議ルールも何も読んでないじゃないですか。

(議員 中川義弘) 読んでます。

(議員 川田裕) 読んでるんだったらそんな行為はないでしょ、普通。

(議員 中川義弘) いや、ただね……。

(議員 川田裕) いや、いいんですよ、ただなんかどうでも。

(議員 中川義弘) いいです、いいです。どうぞ、どうぞ。

(議員 川田裕) 次言いたいことも忘れるじゃないですか。

(議員 中川義弘) あんたが代表者じゃないんやから。

(議員 川田裕) いや、言い合いじゃないですよ、僕は動議を今

説明してるんだから。それに何をかぶせてきてるんですか、言葉。どういうことなんですか、それは。こっちかって真面目にやってるんですよ。いいかげんにしとってくださいよ、毎回毎回。こっちは礼儀を立ててやってるじゃないですか、今。

(議長 鎌倉文枝) 一般質問を続けてください。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) だから、それについて今動議を審議妨害で上げてますので、審議妨害に当たるかどうか採決を採ってください。

(議長 鎌倉文枝) 今審議妨害という動議が上がりました。

採決ということですので、審議妨害と思われる方、挙手願います。

(賛成者挙手)

(議長 鎌倉文枝) 挙手多数で今の中川議員の発言は審議妨害というふうに認定します。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) 一般質問……。

(議員 川田裕) 議長、動議、動議。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) ただいま審議妨害ということで、採決で賛成多数で可決されましたので、地方自治法の131条だったかな、議長からの注意喚起をお願い申し上げます。

(議員 下村佳史) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、下村議員。

(議員 下村佳史) ただいまの動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) ただいまの動議に賛成という意見が出ました。動議について賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

(議長 鎌倉文枝) 分かりました。そうしましたら、ただいまの動議は発言についての注意喚起ということでしたので、私のほうから、中川議員、今一般質問ですから意見を差し挟むということはやめてください。お願いします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 審議妨害に遭ってしまって何を言おうと思っておるのか忘れてしまいましたね、こういった行為は本当に困りますので、会議規則でも何人も、何人も審議の妨害はしてはならないとなっておりますので、日本語を読めるんであれ

ばよろしくお願ひしたいなと思ひます。2番の、2番ですね、3番と2番は通告してた順番を入れ替へますが、2番、調停の解釈について、をお聞きします。質問では、令和3年12月22日に王寺町から香芝市に対して王政第730-002号の自治紛争処理委員会の調停の申請について文章が發出されました。内容は、地方自治法251条の2第1項の規定により別紙写しのとおり自治紛争処理委員会の調停の申請を行いましたので、地方自治法施行令第174条の6第1項の規定により通知しますというものであります。この調停の文章を拝読いたしました、全く意味不明なところが多くありまして、なぜ組合の事務、負担割合は組合の事務なんですね、なぜ組合における内容に関して香芝市が紛争の相手となるのかと、そういった内容が全く書いてないわけですよ。管理者の調停に対しての見解を求めます。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 今、川田議員からご説明があったように、昨年の12月22日付で王寺町長から香芝市長宛てに自治紛争処理委員会による調停の申請があった旨が届きました。ただ、これ、香芝・王寺なんです、香芝市長の立場としてお話をさせていただくと、調停の申立てというのが、王寺町が組合に対して支払い義務を負うのは組合規約で算定されてい

る限度の分担金であり、条例を介して地元対策費を補助する義務はないといった趣旨が届いております。この内容による紛争当事者は組合管理者であって、香芝市と王寺町の間において紛争はないというふうに考えております。以上です。

(議員 川田裕) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そうですよ、内容を見てたら読み込めないの
で非常に困ってたわけですけども、例えば香芝市から王寺町
に適正な負担割合を求むという意見書がついてたりとかね、
何の意味か分からないんですが。奈良県の市町村振興課のほう
にも先日連絡を入れまして、そして今現在調停委員のどう
するかっていうのを、今まだその段階であるっていうことで、
これ、まだまだ時間がかかるんだなっていうことで、そこは
担当の方もそうですねということだったんですね。ちなみに、
これ、紛争っていうことは訴える利益が要りますから、訴えの
利益について何も書かれていないのにね、分からないのでね、
この文章からは。香芝市は何も紛争相手にされる法的道理が
ないわけですよ。それで、お聞きしたところ、奈良県の市町村
振興課のほうも、その内容はもちろん調停委員さんが決定され
たときにその調停委員さんのメンバーでそれはご審議される
だろうということだったんですけどね。だけど、これ、組合議
会で特別公共団体としてやってる問題で

ありまして、今管理者からもお言葉がありました。何らこれ、紛争をしてる事実がありませんので、これによって新聞報道まで出されてね、いうことは、香芝市の名誉にも関わる問題であると、このように考えているわけですね。だから、それについては、香芝市も今後方針を決定してやっていく必要がありますが、大体調停ですからね、裁定機関じゃありませんので、これは必ず、当然そういった場所に参加する理由もないと思いますので、話合い、今すぐ、話合い、ここで負担割合の話合いしたらいいわけじゃない。それだと思いますね。それは意見として申し上げておきます。次、3番ですね……。

(副管理者 平井康之) 議長、よろしいですか。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者、はい。

(議員 川田裕) いや、審議妨害、僕は聞いてませんので。副管理者に聞いてませんので。

(副管理者 平井康之) 関連して。

(議員 川田裕) 聞いてませんので。

(副管理者 平井康之) そうですか。どうぞ。後でじゃあお願いします。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) 3番。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 次は、3番、組合の構成団体の他の一部事務組合における事例についてお聞きします。

先日も葛城清掃事務組合(以下「葛清」)の一部事務組合に参加して、行ったわけですがけれども、負担割合、あそこでも負担割合をめぐるって一時紛糾するというような状況だったと記憶しております。どこの組合でも、現場っていうのかな、施設が設置されてるところっていうのはどうしてもいろんな、住民との関わり合いとか、いろんな苦情もあったりとか、その施設が度々説明に行くとかいうことをね、大変な状況だというのは私も過去を見てきてますので知っております。しかし、一步離れてその地域から外の公共団体になりましたら、そういった事案はないわけです。ゼロなんですよ。だから、そういったところに関して何か他人事のこと言われたりとか、自分だけよければほかはどうでもいいんだみたいなね、感じるころもありますので、これは御所の議員さんもその旨、かなり強くおっしゃっておられたというような状況ですね。その中でも、いろいろ負担割合のやり方とかは、副管理者は全体から規約に、これは調停にも書いてたのかな、規約に関する分担の負担ということで、それを支払う必要はないんだと、責任はないんだと、このようなたしか内容だったと、正確には忘れましたが、内容を書いたと思うんですね。だけど、規約事項だったら、これ、組合、ほかの

組合もみんなそんな書き方になってるんじゃないんですかね。それで負担をやってるじゃないですか、現実には。だから、話が矛盾してるなと思ってたんですけどね。先日もいきなりの動議的な発言が出て、葛清の組合議会でも、中川議長も来ていらっしゃいましたけど、理事者だけが、理事者っていうか、首長さんですね、首長さんだけが別室に集まって新たに上がった負担問題を話し合われてた。規約なんか全然書いてないですよ、そんなこと。だから、そういう理論でいくんだったら、その葛清のほうも当然に調停に付されるべきだということになるわけですね。だから、それが全く分からない。だから、香芝・王寺環境施設組合で組織する構成団体、香芝市と王寺町しかないわけですけども、両市ともに地方自治法で規定されたものを遵守して共同事務を行うものであります。また、組合の構成団体である香芝市と王寺町では、ほかの組合も今言ったように、葛清のように参加しているわけですね。それも地方自治法の規定を遵守したものでありまして、比例原則からしても同じ運営がなされなければならないという、理解ができないというような状態であります。

そこで、お聞きします。組合の構成団体の他の一部事務組合における分担金等に係る事例について、負担割合の行政実例をお答えください。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) その、他の一部事務組合というのは、先ほどお話があった葛清の例で構わないでしょうか。じゃあ、葛清の例でお話をさせていただきますと、これも今私がこの立場で話すというのはちょっとおかしいかもしれませんが、あくまで葛清の事例ということでお話をさせていただきますと、その地元還元に対して聞き及んでることは、かもきみの湯という温泉施設というのがあったり、あとはまたごろごろ広場という公園施設、これが共同で運営してるものであります。さらに、建設整備や管理運営等も全て組合負担というふうになっております。また、アクア周辺の上水道の布設事業についても御所市で整備事業を施行され、組合が実質的に負担をしてるというふうに伺っております。さらに、組合施設のアクアセンターへの進入道路については、国道24号からの進入路は組合施行で組合にて全て負担というふうに聞いております。さらに、アクアセンターから西方向の山麓線に延びる部分については、御所の市道として国庫補助として整備され、補助金を除いた費用を組合において実質的に負担してるというふうに聞いております。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そうですね、前回もちょっとそんな話もね、

後で御所の議員さんからもお聞きしてたんですけどね。だから、それは当然であるということで、そんな、やってて、じゃあ金は出さないわ、あとはおまえ、そこの地域でやれって、そんな話はないということでほかの議員さんも共通、一致できましたので、ここはこっちもきっちりと同じとおりにやっていたかかないと、差別、区別があってはこれはならない話でありまして、今の葛清の話も今のちょうど進入路に、うちに非常に話が重なるなと思ってて教えてもらってたんですが、もともと組合でその事業、道路事業をやれば補助金が受けられないので、だから御所市さんがその道路の事業をやるということになった。補助金を受けましたと、そしたら残りの分っていうのが、補助金を出した分の残りの分とありますから、その本体価格から額が減った額を皆さんで割り合いをして、それを負担してるんだということで、全く我々が言った論と一緒になんですよ。それを何か都計道路だとか、何だからできないとかね、そういったことを言われますが、けどこれは原因者の負担っていうのあるわけで、だからそれは何ら、実際にそういう実例がすぐ近くにあったわけですよ。あったわけですよ。ましてその日には、全く過去話合いもされてなかったその造った道路管理は今御所市の一般道になってるわけですね。御所市の一般道に、市道になっているにもかかわらず、その費用、管理、修繕、いろいろ出てきます

から、そういったものを負担していかなければならないって
いう発議的な意見があったと、それをみんなで決めて、集め
られて、それは首長さんだけでね、まだ議案は出てきてない
ですけども、それを今度負担していくんだということを決
まったという、御所の市長の管理者からその旨、議会でも報
告されたということなんですよ。だったら、規約に書けてな
いからって読み方なんか何ぼでもできるじゃないですか。だ
から、それをもっていつまでもこんな事務停滞をいつまでも
させられてると。はっきりしない。香芝市においては次予算
委員会が、これ、3月にこれ、予算委員会がありますけれど
も、当然その畑分川線の予算、これも出てきてるわけです
よ。今香芝市議会の中で、全員じゃありませんけど、有志の
議員の中での勉強会では、我々決算も非認定してますんで
ね、その道路の負担がはっきりしないということで。だか
ら、この新設の道路なんかは我々、これ、賛成できないと考
えておるところなんです。だから、そのあたりをはっきり
いただかないと、じゃあそんなもん、工事はしたわ、後でき
てしまったわ、じゃああとはじゃあ話合いのテーブルも着か
ないよとかね、そういったことになったらもうそんな、共
同事務の理念を超えてますんでね、共同事務の理念があるん
だったらそれはお互いにお金を出し合って、そういった問題
があるんだったらそれを解決していくと、協力してやってい

くという姿勢の下で共同事務ってというのがありまして、うちが得だとか損だとか、そんな話じゃないと思うんですよ。それだったら、自分自ら王寺町でごみ焼却場を設置されて、自分らの思うとおりにやられればいいじゃないですか。だって、過去35年間にわたってですよ、住民さんのところも、僕の支持者も多いですから、あの地域は、いろいろ話も今聞いて回ってきてますけど、そんなもん、35年間これ、我慢してやってきたっていうのもあって、そしてここに来てそういう言葉を投げつけられた。僕は全部今説明して回ってるんですよ、王寺町議員さんから選出された組合議員さんが発出されたその言葉を、全部議事録を持って説明して歩いてるんですけども、それはみんなお怒りですよ、そんなもん。当たり前ですよ。だったら、それだったら自分のところでつくっていただいたらいいという結論になるんじゃないですか。

だから、それについても管理者にはぜひお願いしたい。特別公共団体ということで普通地方公共団体の事務を消滅させて、そして共同事務としてこの特別公共団体で事務を行ってるんです。だから、王寺町の都合、香芝市の都合っていうのはここには関係ないわけであって、自らの責任と自らの判断でこの組合の中の議会及び事務執行サイドで意思決定をやり、そして法律9条の4に沿った周辺地域の方への配慮っていうのは、逆に言えば配慮を受ける権利があるわけですから

ね、そこの地域の方たちは、法律に明記されてる以上。それは管理者、しっかりとその法律を、いろいろ含めて、この共同事務という理念の本質からぶれずに執行をお願いしたいと思いますが、その見解をお示してください。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) 周辺地域への配慮というのは当然必要だと思います。それが、例えば騒音の問題であったりとか、あとは何かその測定値ですよ、いろんなその煙の問題であったりとか、当然周辺への配慮っていうのは必要だというふうには感じております。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。よろしく申し上げます。配慮をしないとイケないって法律になってるのでね、だからそれがあるから今まで地元の皆さんとも話合いされ、何回も言ってたけど、怒号も飛んでましたからね、実際そのときには。それを裏切らないようお願いをしていただきたいと思います。4番、進入路の解釈についてお聞きします。美濃園の進入路の解釈については、以前からいろんなお言葉を聞いてましたが、令和3年度の組合議会においては副管理者や王寺町議会から選出されました組合議会議員さんからも多くの答弁等をお聞きしました。その解釈では、道路法では誰もが通る

ことが可能ということの旨が示されていましたが、道路法だけの解釈なら当然適正な見解だと思いますが、新焼却場の建設の了解の条件の基となっています住民との約束事項に対しまして、その配慮すら無視して行う解釈について管理者の見解を求めます。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 王寺町からの進入路の建設につきましては、現在の焼却施設建設当初にも地元自治会との協定により王寺町の収集車は王寺町から別の進入路で通るというふうに約束をしていきまして、この新施設の建設同意いただく際の条件といたしましても畑分川線の整備は約束しているところでございます。現在王寺町の収集車は白鳳台の道を通行してごみを搬送しております。畑分川線ができるまでという約束の下、ご理解をいただき、容認をしていただいているということは決して忘れてはならないことだというふうに感じております。

以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 忘れてはならないっていうか、守らなければならないことですよ、これはね。だって、それ、逆に言った

らじゃあ、いやいやいやいや、道路法があるからそれで守らなくてもいいんだって、そんな解釈する行政団体ってないじゃないですか、あったら教えていただきたいですが。解釈から今の立場、お聞きしますけども、周辺地域の住民の方からのご意見を聞いてきました。周辺地域では過去35年間に及び王寺町の収集車の通行を受け入れてきた。これも、旧覚書の約束事項も履行されず、能動的な動きもなく、法令等の遵守を義務づけられている地方公共団体の行為ではないとすら思える。しかし、基本協定を締結するに当たり、王寺町側から進入路を組合主催の説明会で示された。我々は35年間、耐え難きに耐え、忍び難きを忍んできた。次の新焼却場の稼働に当たり、王寺町側からの進入路も約束されており、次は全て、香芝市の収集車についてもそのルートとされるのが共同事務の道理ではないのかとのご意見をお聞きしました。そのご意見に配慮するならば、副管理者が以前におっしゃっていた、または王寺町選出の組合議員さんがおっしゃっていた道路法だけの解釈でいくのであれば、じゃあ香芝市の収集車、王寺町は今ずっと35年間通ってきたわけだから、今度逆にそっちを通らせてもらうわということの解釈になりますよね。当然ですよ。ということは、香芝市の収集車が新しい進入路を通行してもよいということになりますけれども、その解釈で間違いないか管理者の見解をお聞きいたしま

す。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) すいません。確認させてもらってもよろしいでしょうか。それは、新しい道路、畑分川線が完成した場合、香芝市の収集ごみが白鳳台の道を通らずに全て香芝市のごみをあえて、美しヶ丘ですか、の地域を通して進入するのかというお話ですか。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 住民さんのご意見はその趣旨でありました。だから、今見解をお聞きしてるわけです。この間も道路法があるんだとかとおっしゃってたから、僕はその方にはいや、それは無理でしょと言うてますけど、そんなことをやったら王寺町の町の住民さんにそんなもん、急に何をって絶対怒られるのは分かっていますから。だから、それはちょっと難しいとは言っていますが、でも今まで副管理者が道路法があるからいいんだっておっしゃってたんで、それだったら組合のちゃんとした見解を出していただかないと、いいんだったらそっち全部香芝市は走りますから、その見解を、管理者として見解をお願いします。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) あくまで管理者の見解として、王寺町のその美しヶ丘という地域に対してご迷惑はかけられないというふうに思いますので、それぞれの地域はそれぞれの地域を最短ルートで通っていくべきではないかと、そんな住民合意は取れないというふうに私は感じております。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) それは適正な答弁だと思います。考えていったら、道路法だけの解釈で当然に一般廃棄物処理施設の運営などはできません、だっていろんな問題があるんだから。それを道路法一本持ってそこを歩いていいんだって勝手にぬかすというね、一体何なんですか、これは。住民は、憲法13条にも規定されるとおり、生命、自由及び幸福の追求に対する権利を有しているわけです。公共福祉に反しない限り立法その他の国政上の最大の尊重を必要とされる項目なんです。だからといって、嫌悪施設と表現していいのかわかりませんが、社会施設の運営には住民の意見は最大に尊重されなければならない、平穩に暮らす権利があるわけです。それを1つの、1つの法律を持ってこれが通れるから大丈夫なんだと、意味が分からないわけです、あまりにもレベルが低過ぎて。だから、そういったことを論ずることができない

と思いますので、ぜひとも、今管理者がおっしゃった住民の意見を大切にすることは当然です、法律でも規定されてるわけだから。それを遵守していただくよう、ここはお願いする意見をしておきます。そして最後に、議会の、委員会を含みまして、欠席する正当な理由についてということで質問をさせていただきます。昨年、ちょっと待ってくださいね。時間は何分ある。

(議長 鎌倉文枝) 川田議員、あと8分です。

(議員 川田裕) 8分、はい。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) 11月26日に特別委員会が開催をされました。この特別委員会においては、何と驚くことに副管理者は欠席と、王寺町の理事者の方も欠席と、そして王寺町議会から選出された組合議員の4名の方も欠席ということで、欠席されてきました。我々はこんなんは審議放棄だと、議会軽視だと、このように思ってるわけですが、ただその理由が正当に当たるのかどうかというところで、そこは検証しなければならない。これは当然のことです。だから、その調停の、内容を、欠席届のその内容を拝見いたしましたところ、正確にぴったりじゃないですけど、調停の準備のためと、その旨が書かれてありました。これは、皆さんの理由は同じものでありました。議会または委員会の欠席には法令等で正当

な理由が必要とされてますが、調停の準備のためっていうのが議会等を欠席する正当な理由となるのか、これは管理者の見解を求めます。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) あくまで地方自治法上での解釈ということで、地方自治法においては議員は第137条で、理事者については第121条で正当な理由がない場合において欠席は認められておりません。地方自治法ではその正当な理由の定めはありませんが、招集に応じる意思があっても応じることができない、例えば本人、家族の健康上の理由などがあるというふうになっております。組合議会のほうでも規則がありますので、それは局長のほうからお話しさせていただきます。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、局長。

(事務局長 井上隆) 失礼します。昨年10月27日開催の第3回組合議会定例会で香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の改正を議決いただきました。もともとは、欠席の届出につきましては議員は事故のためだけだったのがこのときの改正で、議員は公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のためというふうに欠席の内容を、理由を増やした文で議員発議いただきまして、議決い

ただいたというところです。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そうですよ、これ、10月27日の本会議で、これ、王寺町議会から選出された組合議員皆さんも賛成議員となっていて、これは満場一致で可決したものであります。その中にこれ、規定で明確に公務、疾病、育児、介護、今事務局長が読んだ内容で定められているわけですね。これ、こんなもん、調停の準備のためって、議員は執行者じゃないじゃないですか。議員、議決機関ですから、事務執行は関係ないじゃないですか。完全に正当な理由ではない。ただし、地方自治法からいくと、もう3日以上たってるし、これ、本会議もやってませんでしたので、懲罰事案にはなりません、規則違反は、これは明らかであると言わざるを得ない、こういった状態であります。真剣にみんな話をし、てやってるのにこんな理由で休まないでくださいよ。特に副管理者に関しては、その他理事者の方、欠席されてますが、懲罰っていうのはありませんが、けどそれ、懲罰の機関ももちろん逆に言えないわけであって、これは臨時議会を招集してまたその旨をしっかりと検証していかなければならないと。表では開かれた議会だとかどうのこうの言って、調停の準備なんかはそんなもん、職員さんがやられるじゃないで

すか。関係ないじゃないですか。それをもってそういったボイコットの的なものを行ったんじゃないかなというふうに思いますので、だからそこはまた我々の香芝選出の、議会から選出している議員にまた相談をして、それはまた新たに検証していきたいと、このように考えております。そんなん、ここ、121条の規定で説明するために出席要請がかかっているわけでありまして、それで開催まで至つとるわけですから、そういった理由はないですよ、逐条とかいろんなもの、いろんな法律でもこの逐条、コンメンタールありますけどね。だけど、事故があるときっていうのは、これは普通、ここは、今回は、組合議会では細かく規定してありますけれども、普通であればこんなもん、事故があるっていうのは、病気とか、災害があつて行きたいけれどもどうしても物理的に行けないとか、そういった状況のものを指すものでありまして、これも、自分たちが会議規則に賛成しているのにいきなりそれを間違つて破つてるんだというふうに受け取らざるを得ない行為をやられてるっていうのは非常に遺憾であります。だから、今後もうそのことが二度とないように、そこはお願いを申し上げて、一般質問を終わります。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) 川田議員の一般質問を終わります。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、すいません。

(議員 中川義弘) 一般質問については、それは個人、議員に与えられた権利であるっていうことは当たり前の話で、我々組合議会代表として物を言うておられるということに対してちょっとすいませんなんですけども、私は審議妨害されたというふうに言われてるけども、我々、川田議員は一個人として一般質問をされてると思っておりますので、議会代表として一般質問をしてるわけではないんで、その部分については、言葉尻を捉えられたっていうことに対しては、その部分に対しては、ここではテープも撮っておられますので、その分については訂正させていただきたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) ただいま会議日程にない内容でありますので、これも審議妨害にまた当たると思います。動議も提出されていない、お諮りもしてない、一方的に今自分の言葉だけでしゃべったと、会議日程にそんな内容は書いてないじゃないですか。今抽象的に何かおっしゃっておられました、何のことを言ってるのか意味が分かりませんが。それを言うんだったら、懲罰動議とか、何か出してきたらいいじゃないですか、僕が不規則発言とか、法令上または条例、会議規則に違反す

る行為をしてるんであればね。言えばいいじゃない、堂々と。逆に誣告で訴えますよ、それだったら。だから、懲罰動議を上げられたらどうなんですか。そうでしょ、日程にも何も無いんですから。諮ってください、何でも。議会っていうのは、それこそ合議体でやってるものでありまして、勝手な意見を、議事進行も何も言うてない、ただ手を挙げていきなりしゃべり出したと、これ、一体何の会議規則、何条に基づく行為なんですか。議長、それ、もう一度再度審議妨害として動議を提出したいと思います。以上。

(議長 鎌倉文枝) はい、下村議員。

(議員 下村佳史) ただいまの動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) 今審議妨害ということで動議が出されました。

(議員 中川義弘) どこに審議妨害してんねん。私は意見として述べさせてもうただけの話です。

(議員 川田裕) その行為がおかしいと言うてるんですよ。

(議長 鎌倉文枝) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて議事を続けます。中川議員にお願いします。ただいま発言されていることが、川田議員がお

っしゃってるように議題外にわたっておりますので、この範囲を超えていますので、注意をいたします。これで審議を進めていきたいと思えます。10分間休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。日程第4、議第1号令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。理事者、提案説明をお願いいたします。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第1号令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。議案書2ページ及び一般会計補正予算書1ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,753万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,726万8,000円とするものです。地方債につきましては、4ページの第2表、起債の限度額を14億4,380万から1,930万円を減額した14億2,45

0万円に変更を行っております。今回補正を行います主な内容としまして、補正予算書11ページをご覧ください。補正予算書11ページ、塵芥処理施設費、節12の委託料につきまして、昨年4月の緊急修繕工事に伴いまして、ごみを外部に搬出した際に近隣市町の焼却場をお願いしてごみを受け入れてもらったことによります費用の減額及び新施設工事の工期変更に伴いまして施工管理業務委託料の減額、それに伴う歳入の、8ページをご覧ください、歳入の分担金、そして9ページの施設債の減額が主な内容でございます。それでは、補正内容を項目別に説明させていただきます。まず、歳入につきまして補正予算書8ページをご覧ください。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合市町分担金で1億144万8,000円の減額、香芝市分で7,025万5,000円、王寺町分で3,119万3,000円の減額です。次に、款2使用料及び手数料、項1手数料、目1組合手数料で1,064万円の減額でございます。次に、9ページ、款4繰越金で令和2年度収支によりまして5,519万7,000円を増額するものです。次に、款5諸収入、項2雑入、目1雑入のアルミ等売却代金につきましては866万円の増額です。これは、アルミの売却単価の高騰によるものでございます。次に、款6組合債、項1組合債、目1施設債については1,930万円を減額します。続きまして、歳出でござい

ます。10ページをご覧ください。款1議会費、項1組合議会費、目1議会費で24万7,000円の増額です。主な要因としましては、節12委託料で議事録作成業務委託料が増額になったことによります。次に、11ページ、款3施設費、項1施設費、目1塵芥処理施設費について6,647万8,000円の減額です。主な理由としまして、まず節12の委託料で一般廃棄物処理施設整備運営に係る設計施工管理業務委託料で2,023万9,000円を減額いたします。これは、新施設工事の工期変更に伴う令和3年度の工事金額の減少に伴いまして施工管理業務の金額も減少するためでございます。また、同じく委託料の廃棄物外部搬出処理委託料で3,381万円を減額いたします。これは、令和3年3月から4月までの施設バグフィルター緊急修繕工事を行った際に、炉停止期間中にごみを外部の民間施設に搬出する予定のところを、その中の一部を近隣市町の焼却場に受け入れていただいたことによる減額費のうちの令和3年度分でございます。次に、12ページ、款4公債費、項1公債費、目2利子について、予算査定時の利率に対して低い率になったために差額で130万円を減額しております。これらの増減額を差引きいたしまして6,753万1,000円を減額するものでございます。令和3年度補正予算につきましては以上でございます。何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) これ、補正予算1号ということで、減額補正がほとんどであります。逆に前、条例でも定めましたけれども、分担金に係る費用っていうのは、これは条例で制定したやつを上げてもらわないと困るわけですよ、それが補正でも上がってないと、予算も後で審議がまたありますけど、それも上がってないと。その理由は何なんですか。

(議長 鎌倉文枝) はい、理事者。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、局長。

(事務局長 井上隆) 組合は直接の当事者ではないものの、構成団体である王寺町が組合の関連事業の経費を負担する義務がないことにつきまして、香芝市を相手方として自治紛争処理委員の調停を奈良県に申請されていることから、その結果を見極めて適切に対応していきたいと考えているためでございます。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そのような方針ってどこで決められたんですか。だって、条例にして公布されてるわけでしょ。ほんなら、事務局がそんなもん、勝手に決めるんですか。最低でも道義上予算に上げてこないといけないんじゃないですか。その後、法的に問題があるんだったらあるでまた何かそれは反駁されるはずでありまして、なぜ何か密室で、訳が分からないところでそういったことが決まるわけですか、条例を公布したのも管理者ですしね。どういうことなんですか。きっちりやっていただかないけないんじゃないですか。自分が気に入らんからいうて条例も定めてやってるものに関してそんなことができるんですか。地方自治法には法令遵守がうたってあるんじゃないんですか。物事っていうのは、上がったら上がったでそこでまた意見やら何やら、そういうぶつけ合い、それは当然あるでしょう。誰も議長とは笑いもって話もさせてもらいましたけどね、意見ももっと出すよって。出してくれはったらいいんですよ。それも、その前段から気に入らんって、さっき管理者の発言だったら、調停は香芝市が調停される意味がないようなことをおっしゃってたじゃないですか。ましてここ、組合の議会なんですよ、今、香芝の市議会で今議論してるわけじゃないので。言ってる意味が分からないんですけどもね。最低でも我々も香芝市議会を代表して、この組合議会に選出されて出席させていただいてるわけ

です。香芝市民7万8000人の皆さんにこういった事実っていうのはちゃんと説明していく義務が、責務があるわけですよ。香芝市の議会基本条例にもそれはうたってあるわけであって、ちゃんとした明確な説明をやっていただけますか。

(事務局長 井上隆) ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

(議長 鎌倉文枝) 休憩ですか。

(事務局長 井上隆) はい。

(議長 鎌倉文枝) じゃあ、暫時休憩。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開します。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 今補正のことで、その部分で、これ、予算でもまた同じ話が出てきますので、当然この予算の内容については別に異議ございませんので、これは議長にも採決のほど、ほかに質疑がない場合は採決に入っていただきますようお願い申して、私の今の発言に対してはまた後で話していただければと思います。

(議長 鎌倉文枝) ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方、ご発言お願いします。ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。これより議第1号令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、を採決します。議第1号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。よって、議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。日程第5、議第2号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてを議題とします。理事者、提案説明をお願いします。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第2号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の3ページ及び4年度予算の1ページをご覧ください。今回の予算は、歳入歳出それぞれ43億8,699万2,000円の予算編成で、予算書7ページをご覧ください、前年度当初予算に比べまして18億9,219万3,000円の増額となっております。次に、地方債につきましては、4ページの第2表をご覧ください。限度額は24億9,030万円で、新施設建設費及び施設建設中の設計施工検査確認のための管理委託費用に充てるための起債でございます。それでは、歳入歳出の事項別明細書の歳入からご説明します。初めに、歳入につきまして8ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合市町分担金では予算額6億1,377万5,000円で、前年度より1,202万1,000円の減額となっております。分担金の内訳は、香芝市4億2,600万5,000円、王寺町が1億8,777万円でございます。款2使用料及び手数料、項1手数料、目1組合手数料では予算1億2,543万6,000円で、前年度より761万9,000円の減となっております。節1一般廃棄物処理手数料の内訳は、事業系手数料が1億1,201万6,000円、自己搬入手数料が1,342万円です。次に、款3国庫支出金、

項2国庫補助金、目1国庫補助金では予算額11億990万4,000円となっております。これは循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で、新設工事費用及び設計施工管理業務に対する交付金でございます。次に、9ページ、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金では予算額200万円で、前年度と同額でございます。款5諸収入、項2雑入、目1雑入では予算額4,557万7,000円で、前年度より2,261万1,000円の増となっております。主な増額要因としまして、令和3年度からアルミの需要が高まり、スクラップの見積単価が高騰していることからこの金額といたしております。款6組合債、項1組合債、目1施設債では予算額24億9,030万円となっております。これは新設建設費用及び設計施工管理業務に充てる費用で、借入先は政府系財政融資資金及び県の市町村振興資金貸付金を予定しております。続きまして、歳出について説明いたします。まず、10ページ、款1議会費、項1組合議会費、目1議会費では予算額143万円で、前年度より16万2,000円の増、議事録作成費用等の増額となっております。次に、10ページから12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では予算額6,274万1,000円で、前年度より520万9,000円の減額となっております。主な要因は、令和3年度に組合職員に退職者が

1人おられたために12ページの節18負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金が計上されておりましたのが4年度はその分が減額されるということによります。次に、13ページ、項2監査委員費、目1監査委員費では予算額30万円で、前年度と同額となっております。次に、13ページから14ページにかけて、款3施設費、項1施設費、目1塵芥処理施設費では予算額42億8,011万7,000円で、前年度より18億8,513万8,000円の増となっております。主な要因は、14ページ、節14工事請負費の一般廃棄物処理施設処理整備工事費が19億3,970万5,000円増額しまして36億5,058万円を計上してございます。また、令和4年度11月より焼却灰の搬出を組合で行うことによる処理経費を節12委託料で、また運搬車両借り上げ料として節13使用料及び賃借料で新たに計上しております。次に、15ページ、款4公債費、項1公債費では予算額4,040万4,000円、前年度より1,210万2,000円の増となっております。内訳としまして、目1元金で3,542万4,000円、目2利子で498万円を計上しております。これは、平成26年度に現施設の修繕整備に伴い借り入れました地方債及び平成30年度から令和2年度までに借り入れました新ごみ処理施設の建設費、設計施工管理費に伴う事業者への年次的償還元金及び利子でございます。

令和4年度予算については以上でございます。何とぞ慎重ご審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) これ、今回本予算ということで審議に入るわけですけれども、これも組合市町分担金に当たるのかな、先ほど言ってた条例があつて、だからそれにこれ、明記していかないといけないということは、もう条例を制定してるんで、公布もされてるんで当たり前の話なんですけど、なぜできてないかっていうことを聞くと、これ、王寺町がどうのこうのという問題じゃないでしょ。組合の話でしょ。そうじゃないの、そこ、はっきりしてくださいよ。立場を使い分けてあるときは王寺町長や、あるときは副管理者だ、だってそうじゃないんじゃないですか。これ、組合の議会で決めて、共同事務で、何ら違法もないわけでしょ。そうじゃないんですか。調停についても、これ、今調停書をコピーしたやつを持ってるんですけど、これで一部事務組合が共同する事務を変更したり規約を変更するときには関係公共団体の協議によりって、これは分かるんですよ。だけど、何でその今の言うてる費用が

その規約変更に当たるんかということで、この間条例でもきっちりと正確に書いときました、解体費用をね。規約に書いてないじゃないですか、あれも。だから、解体費用も、香芝市にあるから香芝市が払わなきゃいけないと、そういう解釈になるでしょ、その論理だったら。修繕費、何ですか。修繕費も書いてないじゃないですか、規約に。そうでしょ。都合のええところだけそれはいいんだ、都合が悪いときはそれは違うんだという、そんなんあり得ないですよ、共同事務をやってるんですから。だから、そのあたりをこれ、はっきりしてください今日は、予算なんで。論理が云々じゃない、今度は金の話、予算なんで金の。どうなんですか、管理者。

(議長 鎌倉文枝) 管理者、お答えできますか。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 分担金のお話でございますが、今川田議員からお話があったように、当然これは組合でやっていかなければならないことだというふうに考えております。ただ、今王寺、香芝間でどの分がどの分というふうなそのお金の分担金、これに関わるものではなくて、その地元に対する負担金ということに対しての話合いができてないことは事実でございます。そこができてない限りこの予算書にはまだ載せにくいのかなというふうに判断をさせていただきました。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、それは管理者、責任としてやらな、公共団体の長なんだから。そうでしょ。地方自治法を見たって公共団体の副市長とは書いてないですよ。公共団体の長って書いてますよ。そこを組合として読み替えると管理者になるわけでしょ。それはそれだけの義務があるわけじゃないですか、義務が。条例を制定してるんですよ、もう。公布されてるわけでしょ。今有効なんですよ。ちゃんときっちりやっていたかないと。だから、大体そもそも組合議会なんかも、法律も分からないで、そしていやいや、それはうちは出すんや、出さないんやとかじゃなくて、これ、組合の義務なんですよ、法律で決められた。だから、我々は言ってるんですよ。何も香芝市がたくさんお金をくれとか、そんなの言ってるわけじゃないでしょ。だから、それは載せていかなきゃいけないですよ、そんなもん。だって、もうすぐ香芝市の市議会も、予算も、先ほど言いましたけど、入っていくわけですよ。道路のこんなん、道路のその予算なんか可決できないじゃないですか。誰もが早くできて円満に、今まで、先ほども議長ともしゃべってましたけど、今までいろいろあったけど協力してやっていく、それは当たり前の話なんで、その点を前に進めていくために、今日は載ってるんかなって楽し

みにしてたんですよ。この議案書をもらったときに、載っていないじゃないですか。道義上の義務を果たさなアカんでしょ。あと、何かそれで王寺町なんかどんなアクション起こされるのか知りませんが、それはその話であって、これは載せていかなきゃいけないじゃない、道義上。それもしないっていうことになったら、なぜ、そのしない理由って、そんな先ほど言ってた理由なんか理由になってないですよ。法令等の行為でしょ、これ。地方自治法には法令等を遵守しなきゃいけないって書いてあるわけ。やってくださいよ。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) ただ、今、香芝市と王寺町においてその話合いができてないことは事実でございまして、それを川田議員がおっしゃるみたいに載せたところ、また王寺町から何か出てくるか、それは分かりませんが、今共同事務でやっっていかなければならないので、お互いに管理者、副管理者が納得した上でこの予算書は出させていただいていますんで、今現段階において話合いができてないというのはご理解いただけないかなと思います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、はい、川田議員。

(議員 川田裕) それやったら、そんなん理由になってないんで

すよ。法令等を守っていくっていうのは当たり前じゃないですか。守ってないでしょ、今現在では。守ってないでしょ。ただ、王寺町が気に入らんって言うてるだけの話なんですよ。だから、テーブルに着いたって、何回テーブル、香芝市はもともと話合いをする姿勢を示してるわけだから、王寺町が全部拒否してきてるだけの話じゃないんですか。それは、町長さんにどこまでの情報が上がってて、どれだけのことが伝わってて、僕らはそこの間のことは分からないですけども、何回も何回もこれ、話合いて、もう何年も前から言ってるじゃないですか。だから、拒否されてるから事務停滞になっていくわけでしょ。こんなんやったら基本協定も結べないじゃないですか、こんな状態だったら。そうじゃないんですか。議長、暫時休憩の動議を上げてよろしいですか。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) 動議。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) このままここでやっても一緒なんで、暫時休憩の動議を提出したいと思いますが。

(議長 鎌倉文枝) 休憩動議が出ました。はい、下村議員。

(議員 下村佳史) ただいまの動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) 今休憩動議が出ました。採決します。この休憩動議に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

(議長 鎌倉文枝) 挙手多数で休憩に入ります。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開します。

ここで、12時になりましたので、午後に審議を続けたいと思います。午後は1時30分から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 午前中も暫時休憩いただきまして話をしたけど、まだ全然歩み寄るところができないというような今状態なんで、どちらにしてもこれ、このまま放置して、じゃあ要らんから、要らんからということでそのまま放置してるっていうことはできないから、義務的なことで。それは明らかなん

で、だからそれが違うっていうんだったらなぜ違うのかっていう理由も明確にやっていただかないと、ただ口でいや、それはしないとできないとかと言うんじゃないで、義務的なもので、こちらも住民さんに説明していく責務がありますので、だからそれも進めていかなければいけないと。地元の方、周辺地域の近辺の方も、基本協定のことは物すごく興味を、興味を持ってるっていうか、不安に思っておられるわけですよ、今後また何かごまかされるんじゃないかなとかね。

35年間というその長きの年月にわたって言い続けてきたのに全然約束が履行されなかったっていう不信感がまだ拭えないっていうのが確かなんですよね。だから、今回のその協定でも、協定に持っていくときでも、明文化したもの、それを求めていかなければいけないということやってるだけで、それでノーっていうんだったらただ話がオジャンになって焼却場を解体していくしかないわけですよ。別の場所でやるしかないじゃないですか、そうなったらね。そのことを申し上げて、だけど香芝が印鑑を押してるとかと言うけど、あれは組合が主催された説明会で香芝は委任を受けてやってたものであって、そんなもん民法の事務管理を考えたらその論理は簡単な話なんですけどね。それをただ印鑑を押してるとか押してない、そんなことばかり言われて、そこまで事務が停滞したらこれ、誰が責任を取るんですか、それは、

要らぬことで。僕らかってこんなことを言いたくないですよ、毎回毎回委員会でね。もっと、本当にごみ行政っていう大切なその事務の中で、それは王寺の住民の皆さん、香芝の皆さんに知識を高めていただいて、その中において、よそにも比べて優越感の持てるような行政に進めていきたいというのが本音なんです。ところが、こういった一つのボタンの掛け違いか何か分からないし、僕は幾ら思っても副管理者にそういうちゃんとした情報が今まで上がってなかったんじゃないかなと、これを思えてならないわけですよ。だから、こういった今事態になってるんじゃないかなと、このように思うわけです。だから、だからといってこれ、放置しておくわけにはいきませんので、だから議長、もう一回調整させていただきたいんで、議長、そんなに長く時間を取りませんので、暫時休憩のをお願いできないでしょうか。

(議長 鎌倉文枝) 今暫時休憩という要望がございましたので、そんなに時間はかからない。

(議員 川田裕) うん、と思いますけど。

(議長 鎌倉文枝) じゃあ、暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) お時間いただきましてありがとうございます。今調整の中の話で、これ、条例で規定した、そしてそういったことは義務で、義務になってるわけですよ。それに異論があるとか、いろいろそれはあると思いますけども、義務になっているのに何もしないでそのまま通過すると、これはあり得ないと思っております、我々は。今も申し上げたんですが、最低限度での、今回この予算、細かいところはまた審議があるかもしれませんが、予算を成立させていくということになりますとそれなりの担保となる言葉もいただきたい。今まで、香芝市の職員さんからも聞いておりましたら、そういった負担割合の話をするところには王寺は拒否されて出てこられないと、いつも、もういいかげんにしていただきたいと、そんなことを、いつまでも子供みたいなことをやってることは普通はあり得ないはずなんですけど。だから、そういったちゃんと話合いをする場、ちゃんとした、組合としてですね、それを設けていただかなければいけないということを今申し上げました。それで、答弁は密室でいただくわけにはいきませんから、こちらに戻ってきてここで管理者からのご答弁をいただきたいということで、答弁のほどお願いします。

(管理者 福岡憲宏) はい。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) 香芝、王寺、共同事務でやっておりますので、当然ここにおられる組合議員の皆さん、そして監査委員の皆さんにしっかりと納得していただくような形を取っていかなければならないと思います。だからこそ、今ご提案のあったように、香芝、王寺について協議を早急に始めていきます。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いやいや、それは香芝の市議会の中でも先に進めていくっていうて現実に今まで来とるわけじゃないですか。今日は組合議会なんで、主体の議会なんでね、だからここは検討委員会、負担割合検討委員会、名前は何でもいいんですが、負担割合検討委員会を直ちに設置いただきまして、委員はまたそちらに、どの方がそこに出られるのかっていうのは、またそこは王寺側は王寺で決め、香芝側は香芝から決めてっていう形になると思いますが、そういったまず正式なテーブルを設けていただいて、直ちにそれを設置するという答弁をいただきたい。でないと、そんな、またそういうふうには努力しますとかいう程度やったら、こんな大切な問題をまただらだらだらだらいく可能性もありますから、そこはそう

いう正式な委員会を設置するということの答弁をいただきたい。それはいかがですか。

(管理者 福岡憲宏) 休憩してやりますか。

(議長 鎌倉文枝) 休憩を取ります。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。管理者、はい。

(管理者 福岡憲宏) お時間をいただきありがとうございます。

組合議会において今ご提案のあった協議会、名前はあれにしろ、早急につくっていきます。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。共同事務でやってる以上、いつまでも放置して進める問題とそうじゃない問題があると思っておりますので、そこは早急に、直ちに設置いただくようお願いを申し上げます。

じゃあ、このまま続けていきますが、ほかの問題で、前言った焼却灰の話、これにつきましては事務局さんからも報告を受けて、香芝市の契約が今年度、11月やったかな、10月まで。

(事務局長 井上隆) 10月です。

(議員 川田裕) 10月ですね。ということで、それ以降は効率化っていう話も入れて、この美濃園のほうで一括して焼却灰の管理を行っていくということの報告を受けとるわけですね。それはそれで非常によかったことであると思っております。それは、そのときになったら、一般廃棄物処理計画のほうもそのように書き換えなければいけないんですけども、それはその当然に予定ですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、局長。

(事務局長 井上隆) 新年度予算をいただきまして、早急にその辺、作り直していきたいと考えております。

(議長 鎌倉文枝) ほかに質疑ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) 質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方、ご発言お願いします。なしですか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより議第2号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、を採決します。議第2号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。よって、議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、発議第1号、日程第7、発議第2号、日程第8、請願第1号については、自治紛争処理委員への調停申請中であり、調停に関連する周辺地域との調停の内容が含まれていること、3日前、休日を挟んで3日前に提出され、構成市町において十分な審議期間がないこと、内容に違法性があるおそれがあることから、議長において調停が終わるまで取り扱わないこととし、上程いたしません。

(議員 川田裕) はい、異議あり。

(議長 鎌倉文枝) それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いします。

(議員 川田裕) 異議あり、異議あり、異議あり、異議あり、異議あり。動議。こんなもん、動議を上げてんねんから、そんなん、動議。

(議長 鎌倉文枝) 会議規則第7条の規定により、議長において

会議を閉じます。

(議員 川田裕) 動議、動議、動議、動議、動議、動議。動議。

動議。

(議長 鎌倉文枝) 令和4年香芝・王寺環境施設組合第2回定例会を閉会します。

閉会 午後2時7分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和4年2月24日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員